

会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用取扱要綱

(平成 25 年 9 月 2 日 決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市が別表第 1 に掲げる商標登録を行った「ハンサムウーマン」(以下「商標」という。)の使用に関し必要な事項を定め、本市出身である新島(山本)八重の生き方を象徴するイメージワードとして、観光誘客に限らず、本市の P R や市民にも幅広く有効な活用を図ることを目的とする。

(役務の定義)

第 2 条 この要綱において申請が必要な事項は、別表第 2 に掲げる指定役務に使用される場合とする。

(事務処理)

第 3 条 この要綱に関する事務は、観光商工部観光課において処理する。

(商標の権利)

第 4 条 商標に関する一切の権利は、市に属する。

(使用料)

第 5 条 商標の使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第 6 条 商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用許可申請書(第 1 号様式)に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の主催するイベントに関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が適切と認めたとき。

(使用の許可)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適切と認めたときは、会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用許可書(第 2 号様式)を申請者に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政党、思想又は宗教等の活動に利用し、又は利用するおそれがある場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (5) その他市長が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の不許可)

第 8 条 市長は、前条の規定により申請を許可することが不適切と認めるときは、不許可の理由を付し会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用不許可通知書（第 3 号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第 9 条 商標の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守して使用するものとする。

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) 使用許可を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 許可番号を付して使用すること。ただし、市長が許可番号の表示が不可能又は必要としないと認めた場合は、この限りでない。

（許可内容の変更等）

第 10 条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用変更許可申請書（第 4 号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適切と認めるときは、会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用変更許可書（第 5 号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の申請に基づき、許可することが不適切と認めるときは、不許可の利用を付し、会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用変更不許可通知書（第 6 号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第 11 条 市長は、使用条件に違反した場合又は申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、会津若松市商標「ハンサムウーマン」使用許可取消通知書（第 7 号様式）によりその許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、速やかに商標の使用を中止する手段を講じなければならない。

3 第 1 項の規定による許可の取消しにより使用者に損害が生じた場合であっても、市は、賠償する責を一切負わない。

（損害賠償）

第 12 条 前条第 1 項に該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日要綱改正（事務処理）

別表第1（第1条関係）

項目	商標登録事項
商標	ハンサムウーマン 第39類
商標登録番号	登録第5606279号
出願番号	商願 2013-011209
商標原簿登録日	平成25年 8月 9日
商標	ハンサムウーマン 第41類
商標登録番号	登録第5606207号
出願番号	商願 2012-043529
商標原簿登録日	平成25年 8月 9日

別表第2（第2条関係）

役務の区分	指定役務
第39類	観光地・観光施設に関する旅行情報の提供等
第41類	知識の教授、講演会・セミナー等の企画・運営、教育又は開催、研修用テキスト等に関する情報の提供